

# （旅行事業者向け）青森県おでかけキャンペーン【全国版】実施要領

青森県観光国際戦略局 誘客交流課

## 1. 全国を対象とした観光需要喚起策（全国旅行支援）・統一窓口等について

### 1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「感染症」という。）の影響等により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の広がりを抑制しつつ、感染症の影響に考慮した「新たな旅のスタイル」への対応や、地域の観光資源の魅力の再発見など、将来的な訪日外国人旅行者の誘致に寄与すること、並びに、青森県内における流動および消費の拡大を図ることを目的に、「青森県おでかけキャンペーン【全国版】（以下、「本キャンペーン」という）」実施することとし、必要な事項について本要領で定める。

本キャンペーンは、国の財政支援を受けて、実施する事業であり、実施の際には、本事業に参画する全国の旅行会社等（以下「旅行事業者」といい、詳細は「4）販売補助金の対象となる商品の販売者」にて定める。）により、本県を目的地とする旅行商品や宿泊サービスが、多くの旅行者にとって公平に購入可能な販売方法にて提供される必要がある。上記を充足する方策として、全国の旅行事業者からの申請等を一括して受け付ける組織として統一窓口共同運営体（以下「統一窓口」という。）へ、その業務の一部を委託する。統一窓口は、最終的には旅行者の利便性向上に繋がるものであり、旅行事業者の負担軽減を図ると共に、多くの旅行者への公平な販売方法を提供するものとして、円滑な運営を目指すものである。

### 2) 定義等

- (1) 本キャンペーンは、旅行代金・宿泊料金（以下「旅行代金等」という。）に対して負担軽減を目的として補助をする販売補助金（以下「販売補助金」という。）と旅行先で利用できる、青森県おでかけクーポン【全国版】（以下「クーポン」という。）の2つが一体となって構成されています。
- (2) 本キャンペーンの対象となる旅行は、日本国内に居住する旅行者による本県を目的とする旅行となります。
- (3) 本キャンペーンにおける定め（以下「規程類」という）は次のとおりです。
  - ① 「（旅行事業者向け）青森県おでかけキャンペーン【全国版】実施要領」（規程類においては「本実施要領」という。）
  - ② 「（宿泊事業者向け）青森県おでかけキャンペーン【全国版】実施要領」
  - ③ 「青森県おでかけクーポン【全国版】取扱要領」
  - ④ 全国を対象とした観光需要喚起策 取扱マニュアル<旅行事業者用>（規程類では「取扱マニュアル<旅行事業者用>」という。）：旅行事業者の実務に即して事業の制度等を解説しているもの。
  - ⑤ 全国を対象とした観光需要喚起策 FAQ<旅行事業者用>：取扱マニュアル<旅行事業者用>

を補完し事業制度等の詳細な解説や考え方を示すもの。

- ⑥ 全国を対象とした観光需要喚起策 補助金申請マニュアル<旅行事業者用>：旅行事業者の補助金申請の手順等を定めたもの。
- ⑦ 全国を対象とした観光需要喚起策 販売申請・販売状況報告マニュアル<旅行事業者用>：旅行事業者に課せられている週次報告の詳細についてまとめたもの。
- ⑧ 事務連絡：適宜メール等で発信されるもので、速やかに周知を目的とした内容を掲載したもの。

### 3) 事業期間

---

#### (1) 宿泊を伴う旅行商品および宿泊商品

令和4年10月11日(火)から令和4年12月27日(火)まで

※ 12月21日(水)チェックアウトまで

#### (2) 日帰り旅行商品

令和4年10月11日(火)から令和4年12月27日(火)まで

※ 除外日(いずれも)無し。但し、宿泊施設によって、本キャンペーン対象除外日を設定している場合がございます。ご利用予定の宿泊施設に直接確認をお願いします。

※ 予算執行状況や感染症拡大の状況等の事由により、終了時期を変更することがあります。

※ 感染症拡大の状況等を踏まえ、補助金の交付を一時的に停止することがあります。

※ 旅行事業者は、準備が整った段階で販売を開始することができます。

### 4) 販売補助金の対象となる商品の販売者

---

販売補助金の対象となる商品を販売する事業者は次のいずれかの者としします。これらの者が本キャンペーンに参画する事業者(以下「参画事業者」という。)として指定を受けた場合に限り、対象となります。

#### (1) 統一窓口で販売登録をする販売者

旅行会社・OTA等(本実施要領における「旅行事業者」。)

第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業のいずれかの登録等をしている者。

※ 旅行サービス手配業は除く。

### 5) 販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項

---

旅行事業者の申し出を受けて、当該旅行事業者が次のいずれにも適合すると認めるときは、参画事業者としての登録を認め、かつ参画事業者はそれらを遵守するものとしします

#### (1) 大綱

① 本実施要領を含む規程類やそれらに関連して発信されるすべての情報(事務連絡を含む)等に従うこと。

② ①については、適宜修正がなされる場合があるので、必ず最新のものを確認し、従うこと。

## (2) 細目

### ① 本事業の定める感染拡大防止策を講じていること。

本キャンペーンの実施については、「ワクチン・検査パッケージ制度」を活用することから、本キャンペーン利用者（以下、「利用者」という）に対し販売時に次の事項を明記し周知するとともに、同意を得る必要があります。

※新型コロナウイルスワクチンを 3 回接種済であること、または、PCR 検査等の結果が陰性であること且つ旅行開始日に検査結果が有効であること

【注意】青森県内の居住者に限っては、新型コロナウイルスワクチンを 2 回接種済（ただし、2 回目の接種日から 14 日以上経過していることが条件）であれば、本キャンペーンの利用が可能です。

（例）10月10日に2回目のワクチンを接種した場合、14日以上経過した10月24日から本キャンペーンの利用が可能です。

※予防接種済証等、または、検査結果通知書を事前に提示（画像や写しでも可）いただき確認が必要であること。旅行後・宿泊後の提出は不可。

※検査通知書は、1. 受検者氏名、2. 検査結果、3. 検査方法、4. 検査所名、5. 検体採取日、6. 検査管理者氏名、7. 有効期限が明記されているものを利用すること。

但し、デジタル庁の新型コロナワクチン接種証明アプリに加えて、1. 受検者氏名、2. 接種回数、3. 接種日（2回接種の場合のみ）の記載があり、他の都道府県が本事業において使用することを認めている、自治体が開発したアプリ等も利用可能です。例えば、「TOKYO ワクシヨン」「ぐんまワクチン手帳」などがこれに該当します。

※施設の移動を伴う連泊の取扱いについては、検査結果が陰性であることを証明する書類の提出が必要な場合は、初泊にて陰性証明が確認できればその旅行全体に適用。但し、2泊目以降は初泊でないことの証明が必要。（初泊でないことの証明書類：初泊施設の領収証・全体の行程表・宿泊証明など）

※条件を満たさない場合（検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、青森県内居住者でワクチンの2回目接種日から14日以上経過していない場合等）は、本キャンペーンの対象外となり、割引の適用およびクーポンの配付の適用を受けられない（利用者が複数の場合は、提示しただけなかった方のみ本キャンペーンの対象外）。

※本キャンペーン対象外になったことで取消しをした場合は、所定の取消料を申し受けること。

※検査結果を活用する場合は、移動前に PCR 検査等を受けることを推奨すること。

※PCR 検査等にかかる費用は、利用者各自の負担となること。ただし、検査費用が旅行代金に含まれる場合は、検査費用が旅行代金に含まれていること、検査方法（PCR 検査等）、検体採取の方法（郵送検査、来店検査）を明記すること。

※ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があるため、ワクチンを接種していたとしても基本的な感染防止対策を怠らないこと。

※検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性があり、また、偽陰性である可能性もあるため、基本的な感染防止対策を怠らないこと。

※旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること。

## 【注意事項】

※確認は代表者だけではなく、キャンペーン利用者全員の確認が必要。但し、12歳未満の児童については、同居する親等の監護者が同伴する場合には検査は不要。

※学校行事（注）に係る宿泊サービスについては、「ワクチン・検査パッケージ」を利用条件としないため、接種証明等の確認は不要。

### （注）【学校行事とは】

学校行事の取扱いについては、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2022.4.1 Ver.8）」等を踏まえた対応を行うことで、ワクチン接種歴や検査結果が陰性であることを証明する書類の提出を免除、但し、契約書等の公印が学校長印のものに限るとし、学校長承認の公式な学校行事の場合のみ、且つ、引率教員等の管理下に置かれている場合のみ、ワクチン検査履歴や検査結果書面の提示を不要とする。

② 旅行者全員の本人確認および居住地確認が必要となるので、旅行者への適切な周知と必要に応じて参画事業者でその役割を担うこと。

※電話などの非対面販売、OTAでの予約以外は、キャンペーン利用者全員に対して、日本国内に居住していることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、軍発行の命令書、在留許可証、住所が記載されている公共料金の領収書等）を参画事業者が必ずチェックしてください。なお、同じグループ内に、接種済証明等を提示できない方が含まれる場合、接種済証明等を提示できる方のみ、本キャンペーンを利用できます。

※宿泊当日、チェックインの際に、予約方法に関わらず、本キャンペーンを利用する全ての利用者について、身分証明書および接種証明等の確認が必要ですので、周知を徹底すること。

※利用者との旅行代金精算の際に、次の事項を確認ください。

### ★ワクチン接種証明（ワクチン接種済証等）の場合の確認【コピーや画像でも可】

- ・デジタル庁の新型コロナワクチン接種証明アプリに加えて、1. 受検者氏名、2. 接種回数、3. 接種日（2回接種の場合のみ）の記載があり、他の都道府県が本事業において使用することを認めている、自治体が開発したアプリ等も利用可能です。例えば、「TOKYO ワクシヨン」「ぐんまワクチン手帳」などがこれに該当します。
- ・本人であること（身分証明証等で確認、顔写真付の証明証が望ましい）。
- ・新型コロナウイルスワクチンを3回接種済であること。
- ・青森県内の居住者に限っては、新型コロナウイルスワクチンを2回接種済であれば本キャンペーンの利用を可能とするが、2回目の接種日から14日以上経過しているかどうかの確認（数日間に渡る旅行や宿泊の場合は、旅行開始日が基準）。
- ・ワクチンシール（青森県外居住者の場合は3回分、青森県内居住者の場合は2回分のシールが貼られているかの確認）

### ★検査結果通知書の場合の確認【コピーや画像でも可】

- ・本人であること。（身分証明証等で確認、顔写真付の証明証が望ましい）

- ・PCR 検査結果等の通知が陰性であること。
- ・旅行開始日において有効期限が過ぎていないこと。

【注意事項】

※キャンペーン利用者全員分のワクチン接種証明または検査結果通知書の提示、確認が必須条件となります。

※PCR 検査結果の有効期間は通常 3 日間ですが、利用者自身で検査機関に事前に確認いただくよう、ご案内をお願いいたします。

- ③ 本キャンペーンの補助金の対象となる商品を販売した場合、クーポンの適切な配付が行われるよう宿泊事業者等に通知を行うこと。

【重要】

※利用者の旅行代金の精算は事前決済、現地決済を可とします。但し、現地決済を可とするかは宿泊事業者の判断となりますので、事前に直接確認をお願いします。 また、補助金請求申請の際に、宿泊事業者、旅行事業者から重複しないよう策を講じてください。

- ④ 参画事業者は、関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。
- ⑤ 販売補助金とクーポンが一体とならないような販売は行わないこと。
- ⑥ 架空予約など、旅行や施設の予約を捏造しないこと。
- ⑦ 旅行者が宿泊施設を予約したものの実際には宿泊施設に宿泊しないことや、旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為のほう助や教唆等をしないこと。
- ⑧ 旅行代金等の水増しなど、補助金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。
- ⑨ 本キャンペーン以外の国または地方自治体の補助金等の交付を受けている場合で、本キャンペーンによる補助金の金額との合計が販売価格（税およびサービス料を含む。以下同じ。）を超えるもの（国または地方自治体の補助金等が重複するもの）については、その超える部分は対象外です。
- ⑩ すでに予約されている旅行の取扱いについては、旅行者からの申し出等を前提に、本キャンペーンの支援対象となる条件を満たす旅行商品であること、当該商品を販売する事業者が目的地の都道府県による全国旅行支援の参画事業者登録を受けていること、この2つの要件を満たしていることを条件として、支援対象とすることが可能です。

次の「既存予約を補助の対象とするための条件」を旅行出発日までにすべて満たしたうえで、対象とすることが可能です。

- ・旅行者に対して「補助の対象にする」旨の承諾を得る
- ・旅行者が本キャンペーン（居住地確認、ワクチン接種歴確認等）を利用するかを確認する
- ・旅行者の支払済み代金から 40%相当額を返金する
- ・旅行事業者と宿泊施設等との間で「青森県おでかけクーポン【全国版】」配付の準備をする（※原則として宿泊施設で、「青森県おでかけクーポン【全国版】」は配付します。）

既存予約のうち、次のようなやむを得ない合理的な理由があり「実務上対応ができない旅行」は、補助の対象としないことも認められます。

- ・本キャンペーン開始までの期間が短く、旅行事業者の社内システム等の関係で条件を満たせない場合
- ・事業者毎に定める期限までに、旅行者事由により旅行者へ本事業を利用するかどうかの確認ができない場合（連絡をしてもつながらない等）
- ・旅行者の出発前までに「青森県おでかけクーポン【全国版】」の配付対応等が行えない場合
- ・その他、合理的な理由において対応が行えない場合

既存予約を本キャンペーンの補助対象とするため、既存予約記録を一旦取消し、新規で記録を作る（キャンセルリブック）場合の取消料は、旅行事業者の定める取消料規定に基づき対応下さい。

⑪ 補助金の申請にあたっては、参画事業者の造成する商品が本事業の定めに適合していることを担保することのみならず、本キャンペーンを利用する旅行者が本キャンペーンに定める条件等に適合していることを担保するよう善良な管理者により注意をもって取り扱うこと。

⑫ 反社会的勢力の排除

(ア) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- i. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ii. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- iii. 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- iv. 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- v. 暴力団または暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
- vi. 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- vii. 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(イ) (ア) の ii .から vii.までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であってはならない。

## 6) 販売補助金の対象となる商品

---

(1) 対象となる商品

本キャンペーンにおける販売補助金の対象となる商品は次のとおりです。

※上記「5) 販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項」を遵守せずに造成された不適切な商品は対象外です。

## ① 宿泊商品

販売登録のある宿泊施設等（以下「宿泊施設」という。）で提供される宿泊サービスを含む商品である必要があります。

ただし、宿泊サービスのうち、宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（デイクース）であるものは除きます。

※夜行フェリー、夜行バス等の単独販売については、日を跨いでも割引の対象外となります。

## ② 宿泊を伴う旅行商品

- ・ 企画旅行（募集型、受注型）
- ・ 手配旅行

※ 販売登録がない宿泊施設を旅行商品とした場合、補助金の対象外です。

## ③ 日帰り旅行商品

旅行商品（企画旅行または手配旅行）のうち、次のいずれも満たすものとなります。

**なお、日帰り旅行商品の販売の割引対象は、青森県、岩手県、秋田県、および北海道に所在する参画事業者に限ります。他の都道府県の参画事業者は、対象外となりますのでご注意ください。**

(ア) 旅行開始日と同日中に出発地に戻ることが予定されている運送サービスを含む必要があります。

ただし、夜行バスで夜（1日目）に出発して翌日（2日目）に旅行先に到着し、その後、同日（2日目）中に夜行バスで旅行先を出発し翌日（3日目）に出発地へ戻るような場合は、同日（2日目）中に発地に戻ることが予定されているものとみなして対象とします。

(イ) 旅行先で運送・宿泊以外の旅行サービス等を含む必要があります。

ただし、上記（ア）（イ）の2つの条件を満たすものであっても、2地点間の移動のみを主たる目的とするなどのような、地域での消費喚起にほぼ寄与しないものと評価される場合を除きます。

## ④ 宿泊を伴う旅行商品（交通付）

宿泊を伴う旅行商品（交通付）とは、宿泊を伴う旅行商品に、さらに次に定義する運送サービスの一部（本実施要領内において「交通」という。）を当該旅行事業者が手配し一体として提供する旅行商品をいいます。

(ア) 航空機

航空機による移動を含むものはすべて対象となります。ただし、発着空港が同一となるいわゆる遊覧飛行は除きます。

(イ) 鉄道

1乗車で片道50km（営業キロ）以上の有料列車の利用を含むものが対象となります。

※ 有料列車とは、新幹線やJR特急など、運賃だけでは乗車できない列車を指します。

ただし、普通列車グリーン車など、一部の車両・座席にだけ追加料金が生じる列車は除きます。

(ウ) 船舶（フェリー等）

1 乗船で片道 50 km（乗船地と下船地の直線距離）以上の利用を含むものが対象（人の運送を行ってれば、旅客船のみならず貨物船も対象）となります。

ただし、次の航路は距離に関わらず、旅行の行程に含まれていればすべてが対象となります。

- ・ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）および沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）における指定離島等を結ぶ航路

#### (工) 貸切バス

貸切バス（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）における一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバス）の 2 時間以上の利用を含むものが対象となります。

#### (オ) 乗合バス

1 乗車で片道 50km（営業キロ）以上の利用を含むものが対象となります。

#### (カ) タクシー、ハイヤー

1 乗車で乗車地と経路上における下車観光、入場観光または食事箇所の少なくともいずれか 1 地点との直線距離が 50km 以上の利用を含むものが対象となります。

### (2) 補助金の対象とする商品の基準・考え方

#### ① 換金目的や換金性の高いものを含まない商品であること。

換金性の高いものとは次のとおりです。

- ・ 金券類（QUO カード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）

※ ただし、金券類のうち、次の条件をすべて満たすものについては、商品に含めることが可能です。

(ア) 金券の用途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること。

※券面に金額が記載されておらず、その用途が明記されていること。

※払い戻し、譲渡が出来ないこと。

(イ) 記載されたその用途が、具体的に 1 つに特定または限定された複数の用途から旅行者が選択して 1 つに特定できるものであること。

(ウ) 記載されたその用途が、当該旅行目的地に相応であること。

(エ) その使用が、当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内に限ること。

- ・ 鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等

※ ただし、旅行事業者における適切な管理がなされている場合は対象に含めることが可能です。

- ・ 収入印紙や切手

#### ② 感染拡大防止の観点から問題がないこと。



- ③ 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること。
- ④ 商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。
- ⑤ 旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること。
- ⑥ 行程に国外の地域が含まれないこと。
- ⑦ ライセンスや資格の取得を目的としないもの。
- ⑧ 上記①～⑦のほか、商品として不適切と認めるものは対象としない。

(3) 対象となる商品例（代表的なものを例示）

① 日帰り旅行商品

- ・ 往復の鉄道への乗車と体験型アクティビティ（ゴルフ利用等を含む）がセットになった旅行商品
- ・ 往復の船舶への乗船と旅行先でのランチがセットになった旅行商品
- ・ 高速バスの往復と果物狩り体験がセットになった旅行商品

(4) 対象外とする商品例（代表的なものを例示）

① 商品全般

- ・ ヨガライセンス取得講習付き商品
- ・ ダイビングライセンス取得講習付き商品
- ・ 運転・操縦免許等（合宿）付き商品
- ・ 接待を伴うコンパニオン付き宴会を伴う商品
- ・ 宿泊先から後日自宅にお土産等が宅配で届くサービスが付いた商品
- ・ 通常の宿泊料金を著しく超える物品（例：宿泊施設で販売をしている高級和牛肉など）付きの商品
- ・ 本キャンペーンの対象外となる期間が含まれた旅行商品については、旅行期間において、対象期間内・対象期間外に相当する旅行代金を区別して確定できない場合（包括料金等）は、全体として補助の対象外とします。但し、対象期間内・外における旅行代金を区別して確定できる場合は、対象期間内に限って補助の対象とします。
- ・ 配宿行為を伴う特定の大会への参加を目的とする場合

次の特定の大会では、配宿センターにより旅行者へ宿泊施設が割り当てられます。

そのため、旅行者が任意の宿泊施設を選択することができません。旅行者への公平な旅行商品の提供ができないため、次に定める特定の大会の参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による、特定大会への出場およびその補佐を目的とした旅行は「旅行全体」が本キャンペーンの対象外となりますのでご注意ください。

この取扱いを求める特定の大会は次の9つです。地区予選・ブロック大会は含まれません。

また、この規定は配宿行為を伴わない旅行（参加者の応援をするためのいわゆる応援団による旅行等）を制限するものではありません。

- 国民体育大会
- 全国障害者スポーツ大会
- 全国高等学校総合体育大会（インターハイ）
- 全国中学校体育大会（全中）
- 全国健康福祉祭（ねんりんピック）
- 全国植樹祭
- 全国育樹祭
- 全国豊かな海づくり大会（豊漁祭）
- 全国高等学校総合文化祭（高校総文祭）

## ② 日帰り旅行商品

### (ア) 運送サービスしか含まれていないもの

- ・ 鉄道への乗車+船舶の乗船
- ・ 地域周遊きっぷのみ
- ・ 往復バスの乗車のみ

### (イ) 旅行開始日と同日中に発地に戻ることが予定されていないもの

- ・ 目的地までの片道のバス乗車と食事

### (ウ) 地域での消費に寄与しない組み合わせ

- ・ 往復の鉄道の乗車と旅行先での缶ジュース
- ・ 往復の航空と出発空港でのお弁当
- ・ 往復のバス乗車と旅行先での無料観光施設（公園等）入場

## 7) 補助金

### (1) 最低旅行代金等

宿泊を伴う旅行商品 1人1泊あたり 平日 5,000円 休日 2,000円

日帰り商品 1人あたり 平日 5,000円 休日 2,000円

※ 最低旅行代金等未満の商品は販売補助金の対象となりません。

※ 宿泊を伴う旅行については、宿泊日とその翌日が休日（土曜日、日曜日・祝日）の場合にはその宿泊は**休日**という。日帰り旅行については、土曜日、日曜日または祝日を**休日**という。**平日**とは、休日以外の日をいう。

### (2) 販売補助金適用率

旅行代金等の総額の40%

※ ただし、端数処理は1円単位を基本としますが、旅行事業者側の業務上の都合など合理的な理由がある場合に限り100円未満までの切り捨てを許容します。

### (3) 販売補助金の上限額

宿泊を伴う旅行商品 1人1泊あたり 5,000円

日帰り旅行商品 1人あたり 5,000円

※ ただし、宿泊を伴う旅行商品（交通付）については1人1泊あたり8,000円

### (4) 青森県おでかけクーポン【全国版】※青森県内の登録取扱店舗のみ利用可能

平日 3,000円 休日 1,000円

※ 基本は宿泊施設での配付になります。

【以下は、日帰り旅行商品販売の対象参画事業者への留意事項】

※ 日帰り旅行商品でのクーポン配付は、事務局から参画事業者宛に送付する紙媒体のクーポンを、旅行代金精算時に、本キャンペーン利用者にお渡しください。

※ クーポンの請求につきましては、出発日の5営業日前までに青森県おでかけキャンペーン事務局へ（様式1）「青森県おでかけクーポン【全国版】」送付依頼書にてご請求ください。

※ 青森県おでかけクーポン【全国版】は、有効期限の記載がないクーポンです。大変お手数ではございますが、有効期限を旅行当日の日付をご記入の上、利用者に配付いただきますようお願い申し上げます。

※ 有効期限の修正が出来ないことから、万が一、日付を誤って記入した場合、そのクーポン券は無効となります。無効となったクーポン券は廃棄せず、事前にご連絡の上、クーポン事務局まで送付いただきますようお願い申し上げます。事務局では、書き損じ等で無効になったクーポンが届き次第、差し替え用のクーポンをお送りします。

※ 取扱店舗印部分には押印しないようご注意ください（押印した場合、クーポンは使用できません）。

※ 青森県おでかけクーポン【全国版】を、旅行代金に充当することはできません。

※ 利用は青森県内のクーポン利用可能店舗です。クーポンには[全国版]との記載がありますが、全国の居住者、並びに、全国の店舗で利用できるという意味ではございませんので、ご注意ください。

※ 利用できる店舗については、特設サイトまたは、青森県おでかけクーポン事務局（TEL.017-752-8325）までお問い合わせください。

(5) 除外期間

なし （新型コロナウイルス感染症の状況により、本キャンペーンを停止、または、対象都道府県を制限する場合があります。）

(6) 利用泊数の制限

1 旅行予約単位で7泊分まで （同一の宿泊施設に連泊される際は、クーポンの有効期限は最終チェックアウト日となります。）

(7) 利用回数の制限

なし

(8) ビジネスの利用

可 （行政機関等の公費出張は割引対象外となります。学校行事の引率者も割引対象外となります。）

なお、販売補助金は配分された予算枠の範囲内での交付となります。

## 2. 本キャンペーンにおける統一窓口での登録手続きについて

---

### 1) 本キャンペーンにおける登録申請

---

(1) 登録申請とは

情報登録および販売補助金対象となる商品の提供および販売補助金の予算枠（以下「予算枠」という。）の配分を受けるための申請。統一窓口では、旅行事業者がその対象となります。

※ なお、本キャンペーン参画中、事業譲渡をされる場合は、参画終了の手続きが必要です。また、事業を承継する事業者が引き続き本キャンペーンへの参画を希望される場合改めて登録申請が必要です。

## (2) 登録申請の具体的な手続き

### ① 申請方法

#### (ア) 公式サイトからの申請

※ 公式サイトから申請ができない事業者は、「4.お問い合わせ先」までお問合せください。

### ② 申請に必要な情報

#### (ア) 事業者情報

#### (イ) 各都道府県の販売希望と販売計画

#### (ウ) 口座情報（事業者用）

#### (エ) (ウ) の口座情報が確認できる書類

通帳の写し（表紙と表紙裏面の見開きページ）、キャッシュカードの写し、口座証明書、インターネットバンキング口座情報記載画面のコピー等

#### (オ) 代理店リスト（統一様式第7号）

※ 旅行事業者で代理店の登録を申請する場合のみ（代理店とは委託元の旅行事業者が予算枠を管理する代理店（提携店）を指します）。

## 2) 予算枠割当額決定および通知

---

### (1) 予算枠割当額の決定

- ① 予算枠を各社単位で割り当てる旅行事業者と複数社で都道府県単位の予算枠を割り当てる旅行事業者がございます。
- ② 具体的な本キャンペーンの予算枠は、事業者マイページの「販売計画」の登録内容を審査し、事務局で協議し、県の承認を得て予算枠割当額を決定し、事業者マイページにて通知します。
- ③ 申請書類を審査した結果、参画事業者の指定を行わない場合には、事業者マイページにより通知します。

### (2) 予算枠割当額の変更

- ① 決定通知後に、参画事業者が予算枠割当額の変更をしようとする場合は、事業者マイページより「販売状況」を登録します。
- ② 事業者マイページの「販売状況」の登録内容を審査の上、割引配分割当額に変更が生じるときは事業者マイページにて通知します。
- ③ 参画事業者の事業進捗状況を確認のうえ、予算枠割当額の増減額を事業者マイページにて通知します。

- ④ 決定通知後に、参画事業者が登録取消しを希望する場合は、登録取消申請を提出することとします。
- ※ なお、事業者マイページにて申請ができない事業者は、「4.お問い合わせ先」までお問合せください。

### 3) 月次報告・実績報告の期間・方法

---

#### (1) 月次報告

- ① 予算枠割当額の決定を受けた参画事業者は、当該事業が完了するまでの間、
- ・各月 1 日から 15 日までの実績について各月末日までに、
  - ・各月 16 日から末日までの実績について翌月 15 日までに、
- 各月 2 回、次の書類を統一窓口へ提出してください。なお、実績がない場合、毎月の提出は不要です。
- ※ 月 1 回で申請を行いたい事業者は、月 1 回申請（月末締め、翌月 15 日までに提出）とすることが可能です。
- (ア) 補助金請求書（統一様式 2 号）
- (イ) 実績内訳シート（統一様式 1 号）
- (ウ) (ア) (イ) に掲げる書類のほか、別途県および事務局が必要な書類として求めるもの
- ② 統一窓口は、補助金の請求があった場合は、内容を審査の上、適正な内容であると確認し、県の承認を経て、参画事業者の指定口座に補助金を振込みます。

#### (2) 完了報告

- ① 予算枠割当額の決定を受けた参画事業者は、当該事業が完了したときは、完了報告書等を別途定める期日までに統一窓口へ提出してください。（当該事業終了前に登録取消しを希望する場合を含む）
- ② 実績報告は次の書類の提出が必要です。
- (ア) 完了報告書（統一様式 8 号）
- (イ) その他必要と認めるもの
- ※ (ア) (イ) とは別に、販売進捗状況の報告を定期的に求めることがあります。

### 4) 補助金交付の条件

---

事務局は、統一窓口から提出された書類を審査し、不備が無い場合は、県の承認を得たうえで、キャンペーン補助金を月次報告にあわせて参画事業者に対して支払うものとします。なお、事務局から支払うキャンペーン補助金につきましては、1 人泊当たり旅行・宿泊商品の 4 0 %の割引分（割引額は最大 8,000 円）のみ支払うものとし、商品販売に付随する費用（広告費・造成費等）を支払うものではありませんので、ご注意ください。

補助金申請等の詳細は、統一窓口発行の「補助金申請マニュアル」をご参照ください。

**以下の内容については、本キャンペーンの対象外とします。**

- ・県が実施する他の割引・支援制度を利用した旅行。ただし、宿泊代金以外の費用を割引する制度との併用は妨げるものではありません。
- ・国、地方自治体、公共団体が実施する会議、研修旅行。
- ・国、地方自治体、公共団体の職員が実施する公費を利用した出張。
- ・宗教活動、政治活動を目的とした旅行。
- ・市町村等が実施する事業との割引の併用は妨げませんが、割引併用の可否は、他の事業制度の要件によるものとします。割引を併用する場合は、他の制度の割引適用後の旅行代金が平日 5,000 円、休日 2,000 円以上となる旅行商品が割引の対象となります。また、他の制度の割引適用後の旅行代金に、本キャンペーンの割引を適用してください。

## 5) 状況報告および調査

---

状況に応じて報告物の提出を求められることがあります。また、場合によっては現地調査を実施する場合がございますので、その際にご協力をお願いします。なお、日ごろからの帳票類の整備をお願いします。

## 6) 補助金の取消し・返還

---

事務局は、本キャンペーンの参画決定後に、参画事業者による虚偽申告や不正が発覚した場合は、当該参画事業者を対象外とします。既にキャンペーン補助金が事務局から支払われている場合は、当該費用を速やかに事務局に返還することとなりますのでご注意ください。

## 7) その他

---

- (1) 本実施要領に定めのない事項については、青森県と事務局が協議のうえ別に定めます。
- (2) 本キャンペーンは、お一人お一人の感染防止対策で「安全・安心」な旅を楽しみながら、観光産業を応援することを目的としたキャンペーンです。参画事業者の方々の感染防止対策はもちろんのこと、本キャンペーンを利用される旅行者の方々に安心して楽しい青森県の旅をお楽しみいただくため、お一人お一人が新しい旅のエチケットを守り感染リスクを避けていただくよう、旅行者への呼びかけの徹底をお願いいたします。

## 3. 不正利用の防止

---

参画事業者は、不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じてください。

## 4. お問い合わせ先

---

内容によって、お問い合わせ先が異なりますので、確認のうえで対応ください。

- (1) 本実施要領の宿泊・旅行関連に関するお問合せ窓口（感染拡大防止策を含む）

青森県おでかけキャンペーン事務局

住所：〒030-0803 青森市安方 1-1-40 青森県観光物産館アスパム 4 階

電話番号：017-775-5031（電話受付時間 9:30~17:30）12/30~1/3 を除く

FAX 番号 : 017-775-5035

E-mail : [aomori\\_yukyaku@bsec.jp](mailto:aomori_yukyaku@bsec.jp)

(2) 本実施要領のクーポン（青森県おでかけクーポン）に関するお問合せ窓口

青森県おでかけクーポン事務局

住所 : 〒030-0962 青森市佃 1-2-11 (株) RAB サービス内

電話番号 : 017-752-8325 (電話受付時間 10:00~16:00) 土日・祝日 12/30~1/3 を除く

FAX 番号 : 017-742-7711

E-mail : [odekakecp@aomori-trip.com](mailto:odekakecp@aomori-trip.com)

(3) 補助金の対象となる旅行商品、旅行事業者の販売登録、予算枠管理、実績報告、審査等

統一窓口 旅行事業者用お問合せ窓口

① 事業者登録・補助金管理/精算関連対応に関して

TEL : 03-6635-3655 (受付時間 : 10 : 00 - 17 : 00 休業日 : 土・日・祝日)

② 基本ルール・ツアー造成対応に関して

TEL : 03-6635-3669 (受付時間 : 10 : 00 - 17 : 00 休業日 : 土・日・祝日)

**附則**

この要領は、令和4年10月3日から施行する。

この要領は、令和4年11月25日から施行する。